

市民部監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

市民部の所管に属する平成30年4月1日から平成31年2月28日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

平成31年4月10日から令和元年6月26日まで

3 監査の方法

監査は、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務（別表）

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 工事については、設計の積算及び監理が適正に執行されているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (8) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる指摘事項については適正な措置を講じ、意見については検討されたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

(1) 指摘事項

ア 予算の執行に関する事務

本町コミュニティセンター天井調査に伴う移動足場設置委託については、随意契約により契約を締結しているが、予算執行伺書に随意契約理由書が添付されていなかったため、今後は契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(地域コミュニティ支援課)

イ 支出に関する事務

(ア) 専門委員の報酬については、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例において、その月分の報酬は翌月15日までに支給することと規定されている。しかし、男女平等専門委員報酬について、平成30年7月分、8月分及び9月分が11月8日に支給されていたため、今後は非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(人権・男女共同参画課)

(イ) 予算決算及び会計規則では、概算払の精算について、その用務終了後10日(休日を定める条例に規定する休日の日数は、算入しない。)以内に精算命令書を作成することと規定されている。しかし、次の旅費に係る出張旅費(調達依頼分)について、精算命令書の作成が遅延していたため、今後は予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

・ 部落解放第50回東日本研究集会出席に係る旅費

(用務終了日平成30年7月6日、精算手続日平成31年4月19日)

・ 2018年度京都・大阪・奈良人権博物館調査参加に係る旅費

(用務終了日平成31年2月8日、精算手続日平成31年4月19日)

(人権・男女共同参画課)

ウ 契約に関する事務

(ア) 契約事務取扱規程では、主管課長等(行政センター館長)が業務委託契約を行うことができる契約予定価格の上限を50万円とする一方、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第4号までのいずれかの規定に該当する場合300万円までと規定されている。しかし、池上市民プラザ空調設備機器保守管理委託について当該

上限内の金額の契約であったものの、随意契約理由書において同施行令同条同項第6号（競争入札に付することが不利と認められる契約）を適用条項としていたため契約事務は契約課長が行うべきであった。なお、本件については、同施行令同条同項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約）の適用も考えられるので、今後は、適用条項を適正に判断するとともに、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（衣笠行政センター）

（イ） 大津行政センター空調フィルター等点検清掃業務委託に係る契約事務について、契約規則によれば、当該契約金額の場合は業務委託請書により契約締結する必要があった。しかし、当該業務委託請書に代えて見積書をもって契約締結を行っていたので、今後は契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（大津行政センター）

エ 財産管理に関する事務

館長交際費について、常時継続して資金前渡を受けていたが、資金前渡受払簿を備えていなかったため、資金前渡受払簿を作成し、予算決算及び会計規則の規定に基づき、適正な管理に改められたい。

（逸見行政センター）

(2) 意見

9つの地域コミュニティセンターにおいて年1回実施している文化祭等（各地域の各種団体が発表等を行うもの。）については、市（9つの各行政センター）が、各地域の協議会（名称は各々異なる。）に対し運営を委託している。文化祭等の内容は、絵画等の展示やダンスの発表など様々な催物があり、地域によって差異はあるものの、ほぼ同種の行事となっている。この中には、入場者への体験型の催物もあることから、入場者を対象とした保険に加入している協議会、役員を対象とした保険に加入している協議会、保険に加入していない協議会があり、保険加入についての考え方が異なっていた。このことから、市は当該行事の委託者であるため、当該行事に係る保険加入についての考え方を整理する必要があると考えられる。また、保険に加入することとした場合には、当該委託に係る仕様書において保険内容及び当該行事開催前の保険加入に関する履行確認方法について定めておくなど、今後も、より効果的な事業実施となるよう検討されたい。

（各行政センター）

(別表)

監 査 実 施 工 事 一 覧 表

工 事 名	契約金額	契約年月日	工事期間
衣笠行政センター体育 室倉庫屋根改修その他 工事 (衣笠行政センター)	14,623,200円	平成30年12月4日	平成30年12月4日 ～ 平成31年3月15日
浦賀行政センタートイ レ改修工事 (浦賀行政センター)	26,688,451円	平成30年6月28日	平成30年6月28日 ～ 平成30年12月7日
浦賀行政センタートイ レ改修機械設備工事 (浦賀行政センター)	14,925,600円	平成30年7月6日	平成30年7月6日 ～ 平成30年12月3日